

※以下に掲載する論稿は、平成 26 年度政策提言研究「政治変動期の中東地域と湾岸安全保障」の分科会（「エジプト動向分析研究会」第 6 回研究会）での報告の後に取りまとめたものです。

## エジプト 2014 年憲法： スィー・スィー政権の統治理念を読み解く手掛かりとして

竹村 和朗<sup>1</sup>

### はじめに

2014 年 6 月の大統領選挙の最終結果公示により、軍出身のアブドゥルフアッターフ・スィー・スィー（' Abd al-Fattāḥ al-Sīsī）前元帥を大統領とする新政権が発足した。すでに治安維持や経済開発の点でいくつかの施策が見られるが、スィー・スィー大統領は、今後どのような政治運営をし、どのような方向へ社会を導いていくのだろうか。本稿では、いまだ検討材料の多くないスィー・スィー政権の具体的な施策からではなく、その成立ときわめて深い関係を持つ「2014 年憲法」を見ていく中で、その統治理念のあり方を見定めてみたい。

本稿の構成は、以下の通りである。まず、次節では、エジプト現代史における憲法の成立過程を概観する。現代エジプトの為政者は、権力の象徴としての憲法の存在を重視し、時に革命がなくとも、これを書き換えてきた。憲法はいつ、どのような手続を通じて制定されたのか、現代エジプトにおける「革命と憲法」の関わりを整理する。

その上で、第 3 節では、2013 年の「6 月 30 日革命」から 2014 年憲法の制定までの過程を振り返る。第 2 節で述べるように、新憲法の制定にはおもに「既存憲法の停止」「起草委員会による草案作成」「国民投票による公布」の三段階が伴う。そもそも「2014 年憲法」とは、2011 年革命後につくられた「2012 年憲法」の抜本的改正のことであるが、第 3 節では、その制定過程において、誰がどのようにこれらの作業を担ったのかを明らかにする。

第 4 節では、2014 年憲法の条文内容を精読する。ムスリム同胞団を母体とするムルスィー政権下で制定された 2012 年憲法は、イスラームを社会改革の柱とし、議会中心型の政治体制の構築を目指したが、これを乗り越えるべくつくられた 2014 年憲法においては、どのような課題が取り上げられ、どのような政治体制が目指されているのか。第 4 節では、条文の構成や特徴的な条項から、2014 年憲法の性格を読み解いていく。

ムルスィー大統領が解任された 2013 年の 6 月の「革命」と、スィー・スィー大統領が就任した 2014 年の 6 月の「大統領」選挙のまさに中間点に、2014 年 1 月の「憲法」の制定が存在する。これら「革命」「憲法」「大統領」という現代エジプトの国家体制の最重要ポストを結ぶ三角関係のあり方を考察することが、本稿の目的である。

<sup>1</sup> Kazuaki TAKEMURA / 東京大学大学院博士課程, 日本学術振興会特別研究員

## 1. 革命と憲法

現代エジプトには、2014年憲法に先立ち、「憲法」と見なされるものがおよそ七つ存在する<sup>2</sup>。最初の近代的な成文憲法は、1919年革命後に制定された「1923年憲法」である。これは、第一次世界大戦時のイギリス保護領から独立したエジプト王国の立憲統治を定めたものであり、同じく立憲君主制をとる1831年ベルギー憲法をとりいれたものであった。1930年には、時の国王フアードI世の主導により、議会の権能を抑えるための憲法改正が行われ、「1930年憲法」が成立したが、議会からの政治的反発が強く、4年後に無効化され、1935年から再び1923年憲法が施行された。

エジプトは1952年の「7月革命」により共和制へ移行するが、これ以来、五つの憲法が公布された。その第一となる1956年憲法の成立過程には、以下の6段階が見られる。

- ① ファールーク国王の王位禅譲と国外退去（軍隊総司令部の1952年7月26日付の声明）
- ② 1923年憲法の停止、新憲法の求め（軍隊総司令部の1952年12月10日付の憲法宣言）
- ③ 3年の移行期間、11か条の統治原則（軍隊総司令部の1953年1月17日付の憲法宣言）
- ④ 共和制樹立、ナギーブ初代大統領（革命司令評議会の1953年6月18日付の憲法宣言）
- ⑤ 1954年憲法案の起草・廃棄、1956年憲法案の起草
- ⑥ 1956年憲法の制定（革命司令評議会の1956年1月16日付の憲法宣言、6月国民投票）

この内、①③④の段階は、王制から共和制への統治体制の移行に関わるものであり、平行して、②⑤⑥の「既存憲法の停止」から「新憲法の起草」「公布」が進められた。1954年には当時のアリー・マーヘル総理大臣を委員長とする50人の憲法起草委員会が憲法草案を提出した。しかしそれは1923年憲法を踏襲した「議会制共和国」を掲げるものであったため、革命指導部の同意を得られず廃案となった。代わりに、大統領府の直轄する憲法制定委員会が設置され、大統領権限を強調した草案が作られ、これが1956年憲法となった。

1956年憲法の制定と同時に大統領選挙が行われ、ナセル（Jamāl ‘Abd al-）が新たな大統領に選ばれた。ナセルは、アラブの統一を掲げ、1958年にシリアとの「アラブ連合共和国」を樹立すると、この1956年憲法をあっさり手放し、「1958年暫定憲法」を制定した。この1958年憲法は、全73条と短く、起草委員会による草案作成と国民投票の承認のいずれも経ていない点で「憲法宣言」に近いものであったといえよう。

このアラブ統一の夢が1961年の連合解消により頓挫すると、ナセル率いるエジプトは、急速にソヴィエト共産圏に接近していった。1962年6月30日に社会主義的統治理念を定めた『国民憲章』が公表された後、同年9月27日には暫定的な統治原則を述べる全20条の憲法宣言が発表

<sup>2</sup> 現代エジプトの憲法史については、拙稿「エジプト2012年憲法の読解：過去憲法との比較考察（上）」（『アジア・アフリカ言語文化研究』87号、2014年）の109-126頁を参照のこと。

された。その1年半後の1964年3月24日に、「1964年憲法」が公布された。これもまた1958年憲法と同じく、起草委員会と国民投票を経ていない「暫定的」な性格を有するもので、議会が正式な新憲法を制定するまでのつなぎとされた。

その後ナセルは新憲法を作り出すことなく1970年に急逝し、副大統領であったサダトが後継者となり、「1971年憲法」を制定した。その成立過程は、以下の3段階に整理される。

- ① 1971年5月15日の「修正革命」により他の政治勢力を制圧。議会に新憲法を求める。
- ② 国民議会による起草委員会の設置（議員50人、後に有識者を加え80人）、草案作成。
- ③ 1971年9月11日の国民投票による可決・公布。

1971年憲法は、1964年憲法が新憲法制定を前提とするものであったため、「既存憲法の停止」を伴うことなく、「起草委員会による草案」と「国民投票による公布」の2点により成立した。その内容は、1964年憲法の社会主義規定を継承しつつ、独自の倫理観や「法の支配」の理念、最高憲法裁判所の設置などを盛り込んだものとなった。1980年には、同じくサダト大統領の主導により、大幅な憲法改正が行われ、上院的権能を持つ「諮問評議会」の設置と報道権が追加された。

1981年にサダトが暗殺された後、大統領職を継いだムバーラクは、独自の憲法を作らず、2005年と2007年に大統領選挙に関わる憲法改正を行っただけであった。2005年の憲法改正により、従来行われていた「議会が選ぶ候補者の承認」（実質的には国民投票）から、「議会が選ぶ複数の立候補者による選挙」に変化し、大統領選挙の名に見合う形式が整えられた。それでもなお「大統領」という共和制の根幹を定める選挙は、論議的となり続け、国民民主党を通じた政治活動を行っていた、ムバーラクの次男ガマル（Jamāl Mubārak）による大統領後継問題は、2011年の「1月25日革命」の引き金の一つと数えられる。

そのムバーラク大統領が辞任するに至った2011年2月11日から2012年憲法の制定に至る道にも紆余曲折があったが、以下の6段階にまとめられるだろう。

- ① 1971年憲法の施行停止（軍隊最高評議会の2011年2月13日付の憲法宣言）
- ② 2011年3月の憲法改正の国民投票。全63条の憲法原則（同3月30日付の憲法宣言）。
- ③ 2011年9月～2012年2月の議会選挙、2012年3月～6月の憲法起草委員会の設置。
- ④ 2012年4月～6月の大統領選挙によりムルシー大統領の誕生。
- ⑤ 2012年5月～12月の軍と大統領の憲法宣言の応酬。2012年12月に最終案の提出。
- ⑥ 2012年12月15・22日の国民投票、同月25日の最終結果公示・憲法施行。

2011年の「1月25日革命」におけるキープレイヤーは、「若者」「軍」「ムスリム同胞団」の三

者といわれるが<sup>3</sup>、①から③にかけての軍の直接統治には反発も多く、民政移管を求める過程において、ムスリム同胞団が徐々に政治の主導権を握っていった。同胞団は、2011年末からの議会選挙において議席の半数近くをとり、議員を中心とする憲法起草委員会の主軸を担い、大統領選挙においても同党公認候補のムルスィー（Muḥammad Mursī）博士を勝利に導いた。このムルスィー大統領を中心とした「同胞団政権」の力により、軍その他の勢力を抑え、後に「同胞団憲法」と非難される2012年憲法を制定したのである。

## 2. 2014年憲法の成立

2012年憲法が施行された2013年初頭から、ムルスィー政権は議会選挙の準備をはじめた。2011～12年に選出された議会は、2012年憲法を制定する過程で、行政司法による議会選挙の無効判決が出され、かろうじて諮問評議会（上院）のみが新議会選出まで残されることになっていた。しかし新議会選挙は、政治的な混乱と障害に阻まれ、夏に延期されることになった。同時期の経済状況の悪化は、「同胞団政権」への反発を醸成していった。この反発は、2013年6月30日のムルスィー大統領就任一周年に際し、「謀反」（al-tamarrud）ら若者団体による「大統領のそくじ即時辞任」を求める全国的なデモへと発展していった。「謀反」に連なる一団は全国から2000万人を超える署名を集めたと述べ、6月30日には2011年に勝る数の大群衆がタハリール広場をはじめとする各地の広場や大通りに押し寄せたという。

これに対し、ムルスィー政権側は、選挙で選ばれた大統領という「正当性」（al-shar' iyya）を訴えつつ、支持母体のムスリム同胞団を動員し、各地で大統領支持派のデモを組織していった。こうしてデモとデモが顔をつき合わせ、状況が膠着する中、6月30日の午後3時頃、軍隊総司令部が国営テレビを通じて声明を出した。軍は国政に関与しないとの立場を示しつつ、民衆の声は看過できないとして、ムルスィー政権に「48時間以内」に民衆の要求に応えることを求めた。その返答期限は、7月2日の午後5時とされた。

軍の介入により大統領辞任を求めるデモは勢いづき、他方、大統領支持を掲げるデモは反発を強めた。これに対し、ムルスィー大統領は、7月2日の午後10時頃に、テレビで演説を行い、「新内閣の組織」「議会選挙法の早期制定」「憲法改正委員会の設置」「若者の登用」等さまざまな提案を打ち出したが、要求の焦点であった自身の辞任は明確に否定した。これを受けて大統領辞任を求めるデモは、さらに勢いを増していった。

そして翌7月3日の夜半、軍隊総司令部は再び声明を出し、「2012年憲法の停止」「最高憲法裁判所長官による暫定大統領就任」「新大統領選の早期実施」「憲法改正委員会の設置」等を定めた。この時、壇上で声明を読み上げたのが、ムルスィー政権下で任命されたばかりのスィーサー防衛大臣であった。彼の左右には、数名の軍隊最高幹部、アズハル総長やコプト総主教、若者・女性諸団体代表が並び、まさに挙国一致の雰囲気醸成を醸し出していた。なお、この声明では、「暫定大

<sup>3</sup> 2011年革命以後の政治展開については、近現代エジプト政治史を専門とする鈴木恵美の近著『エジプト革命：軍とムスリム同胞団、そして若者たち』（中央公論新社2013年）を参照のこと。

統領の就任」が宣言されたが、現職のムルシー大統領の去就については一切触れられなかった。当のムルシー大統領は、所在不明のまま、声明の数時間後に手持ちのビデオカメラで撮影されたと思しき映像を公開し、「私はエジプトの大統領」「選挙で選ばれた正当性がある」「軍のクーデターだ」と自らの主張をくりかえした。

ムルシー大統領や同胞団幹部の拘束が噂される中、翌日の7月4日には、アドリー・マンスール（' Adli Mansūr）最高憲法裁判所長官が、暫定大統領に就任した。この時点から、ムルシー大統領は、「前大統領」「解任された大統領」と呼ばれるようになった。マンスール暫定大統領は、翌5日には早くも最初の憲法宣言を出し、残存する諮問評議会（上院）を解散させた。続いて7月8日に全33条の憲法宣言を発表し、暫定的な憲法原則と今後の行程表を定めた<sup>4</sup>。その第28条では、15日以内に上級裁判官や憲法学者からなる「専門家委員会」を結成し、30日以内に2012年憲法の改正案が提出されることが定められた。

この専門家委員会の人選は、7月8日から「15日以内」とされたが、マンスール暫定大統領は早くも7月20日に10人の名簿を発表した<sup>5</sup>。前述の憲法宣言には、同委員会における裁判官や憲法学者の配分が述べられていたが、実際にとられた選考手続は明らかでなく、公には知らされていない。また、改正作業に際して広く一般市民にも意見が求められたが、実際の作業は非公開のまま進められ、その内容は公式発表されるまで一切明かされなかった。

専門家委員会——その人数から「10人委員会」とも呼ばれる——は、8月20日、マンスール暫定大統領に全197条の改正案を提出した。22日には国内メディア上でその内容が公開されたが、2012年憲法の33か条が削除され、残る条文も大半があらためられた。とくに2012年憲法の特徴とされたイスラーム的性格の強い条文の内、第12条「知識・教育のアラビア語化」、第44条「使徒・預言者の中傷禁止」、第219条「イスラームのシャリーアの原則」等が削除された。また、議会の一院制への変更に伴い、二院制に関係する条項が減らされた。全般に、この改正案は、構成・内容の点で1971年憲法に近い。

なお、この改正案提出の1週間前にあたる8月14日には、ムルシー大統領を支持し続ける同胞団デモ隊に対する治安部隊による強制排除がはじまった。これは、デモ側に数百人の死者を出し、非常事態宣言と外出禁止令が出されるほどの凄惨な事件に発展した。ムスリム同胞団は、これに続くテロ組織の認定により、公的な政治から退場させられることになる。

専門家委員会に続く50人委員会の人選については、8月初旬から議論されはじめたが、最終的に決定されたのは改正案提出後の9月1日であった。前述の憲法宣言の第29条では、「社会のすべての層、宗派および人口上の多様性を代表する」ため、「若者・女性は少なくとも10人」「各団体はその代表者を選任」「公人は内閣を選任」等の指針が定められていた。先の専門家委員会の人選と同じく、配分は公的に規定するが、実際の選出手続は、各団体もしくは内閣に一任されてお

<sup>4</sup> 政治行程に関わる第28、29、30条については、資料1に訳を付した。

<sup>5</sup> 10人委員会および50人委員会の人員構成は、資料1を参照のこと。10人委員会は、アラビア語のウェブサイト「エジプト・ファースト」（Miṣr Awwalan）の2013年7月20日付の記事「憲法改正の10人委員会の任命の大統領令」（<http://www.egypt1.info/egyptblog/?p=2103>、最終確認2015年3月10日）による。50人委員会は、エジプトのアラビア語新聞『ワタン紙』（al-waṭan）電子版の2013年9月1日付の記事「ワタン紙は憲法改正の50人委員会の人名を発表」（<http://www.elwatannews.com/news/details/295257>、最終確認2015年3月10日）による。

り、その具体的な過程については明らかにされていない。無論、ムスリム同胞団の構成員がこれに加わることはなかった。委員長は、「公人」枠で選出されたアムル・ムーサー（' Amr Mūsā）元外相が務めた。

この 50 人委員会の初会合は 9 月 8 日とされ、この日より改正案の修正作業がはじまった。憲法宣言では「60 日以内に最終案を準備」と定められたが、さすがにここには若干遅れが出て、11 月末日から 2 日間かけて最終案の決議が行われた。最終案は、ムーサー委員長により一条ずつ読み上げられ、各委員が電子投票機により投票する仕組みになっており、その様子はテレビでも放映された。否決された 4 か条の討論・決議が行われた後、12 月 3 日、ムーサー委員長はマンスール暫定大統領に最終案を提出した。国民投票は、年明け後の 1 月 14・15 日に設定された。その結果は約 2050 万票（有効投票の 98%）の賛成多数であり、憲法規定に則り、最終結果が公示された 18 日に「2014 年憲法」が施行された。

2014 年憲法の第 230 条には、憲法制定に続く選挙は、大統領選・議会選を問わず、憲法施行日から 30 日から 90 日以内にその手続を開始することが定められている。この規定に則り、大統領選の立候補受付が 4 月 1 日から 20 日まで行われた。これに先立つ 1、2 ヶ月間は、軍の最高位にあたる元帥になったスィースィーがいつ出馬を表明するかが関心の的となっていた。最終的に立候補したのはスィースィーと、2012 年大統領選挙にも出馬した左派政治家のサッバーヒー（Ḥamdīn Sabbāḥī）だけであった。二候補による決戦選挙は、5 月 26・27 日に実施され、6 月 3 日に最終結果が公示された。新憲法制定の国民投票の結果をも上回る約 2378 万票（有効投票の 97%）を得て、スィースィーが大統領に選出された。スィースィー新大統領は 2014 年憲法の規定に則り、議会不在のため、最高憲法裁判所において就任の宣誓を行い、マンスール暫定大統領は最高憲法裁判所長官に復帰した。

こうして 2014 年憲法は、「2012 年憲法の停止」「二つの憲法改正委員会の設置・改正案作成」「国民投票による公布」の三段階を経て、成立に至った。大統領を先に決めた 2012 年憲法と異なり、暫定的な大統領を立てておき、憲法を定めてから正式な大統領を選出した点で、また、議会ではなく独自に編成した起草委員会が草案作成を担った点で、2014 年憲法の成立過程は 1956 年憲法と似ている。スィースィーは、21 世紀のナセルとなるのだろうか。

### 3. 2014 年憲法の内容

前節では 2014 年憲法の成立過程を概観し、それが 1956 年憲法と類似していることを指摘した。本節では、その具体的な構成・内容を見ていくこととしたい<sup>6</sup>。2014 年憲法は、全 6 編 247 条か

<sup>6</sup> 本節で扱うおもな条文には、資料 1 に訳を付した。底本は、国立出版局による『エジプト・アラブ共和国憲法』（Ibrāhīm Muḥammad al-'Adl 'Abbās and 'Ādil 'Abd al-Tawwāb Bakrī, eds. 2014. *Dustūr Jumhūriyya Miṣr al-'Arabiyya (al-Ṭab'a al-'Ulā)*. Cairo: al-Maṭābi' al-Amūriyya) である。

らなり、歴史的に最多であった 2012 年憲法の全 5 編 236 条を超えた。構成面では、1971 年憲法に立ち戻ったといえるだろう<sup>7</sup> (表 1)。

表 1. 三つの憲法の編構成と条文数の比較

2014 年憲法	2012 年憲法	1971 年憲法
1. 国家 (1-6)	1. 国家・社会の構成要素 (1-30)	1. 国家 (1-6)
2. 社会の基本構成要素 (7-50)		2. 社会の基本構成要素 (7-39)
3. 公の権利・自由・義務 (51-93)	2. 権利・自由 (31-81)	3. 公の権利・自由・義務 (40-63)
4. 法の支配 (94-100)		4. 法の支配 (64-76)
5. 統治体制 (101-221)	3. 公権力 (82-199)	5. 統治体制 (77-184)
	4. 独立機構・監査機関 (200-216)	
6. 一般・経過規定 (222-247)	5. 結び・経過規定 (217-236)	6. 一般・経過規定 (185-193)
		7. 新規定 (194-211)

第 1 編「国家」には、国家権力の基本原則を述べる 6 か条が含まれる。第 1 条では、政治体制を「民主共和制」と定め、「国民間の平等」(al-muwāṭṭ ana<sup>8</sup>) と「法の支配」(siyāda al-qānūn) の二つの原則を基礎とすることが述べられる。これらの言葉遣いは過去憲法とも共通するが、「国民間の平等」と訳したムワータナ——直訳すれば「国民権」「市民権」——の重視は、2014 年憲法の随所で見られるものである。

第 1 条第 2 項では、「エジプト人民は、アラブの共同体 (al-umma) の一部である」とのみ述べられ、2012 年憲法で加えられた「イスラームの共同体」の語は抜けた。ただし、その後「エジプトはイスラーム世界の一部である」とあらためて言及されており、ムスリム同胞団的なイスラーム性重視は否定しても、国民の 9 割を占めるイスラーム教徒のアイデンティティー自体を手放すわけではなく、より穏当な表現が模索されたといえる。

2012 年憲法では第 4 条に置かれた国内のイスラーム最高学府「アズハル」の規定は、2014 年憲法では第 2 編「社会的構成要素」の第 7 条へと場所を移された。その際、論議を引き起こした「イスラームのシャリーアに関するアズハルへの諮問義務」も削除されている。

<sup>7</sup> 2014 年憲法の条文内容については、資料 2 の一覧表を参照のこと。この表の右には、2013 年の 10 人委員会による改正案、2012 年憲法、1971 年憲法 (改正含む) において相当する条文の番号を記した。

<sup>8</sup> 一般名詞の muwāṭṭ in は「(男性) 国民、市民」を意味し、muwāṭṭ ina は「(女性) 国民、市民」を表す。ただし、muwāṭṭ ana と読む場合には、muwāṭṭ iniyya とほぼ同じく、「世界的な市民権を前提とした権利意識およびその普及を目指す運動」が意味される (Ṣubḥī Ḥamawī, ed. 2003. *al-Munjid al-Wasī fi al-'Arabiyya al-Mu'āṣira*. Cairo: Dār al-Mashriq, p. 1121)。2014 年憲法では、「世界市民」ではなく「エジプト国民」に限定されるが、このカテゴリーに含まれる人間の権利の普及・拡大が目指されている点で、同種の権利概念を意味するものと考え、ムワータナ (muwāṭṭ ana) と読むこととする。

第1編末の第6条「国籍」規定は、2012年憲法では第2編「権利および自由」の第32条に置かれていたが、2014年憲法では1971年憲法同様、第1編に戻された。加えて、従来型の「国籍は法律で定める」といった簡易な表現は、「国籍はエジプトの父もしくは母のもとに生まれた者に与えられる権利である」との積極的な権利規定にあらためられている。

第2編「社会の基本的構成要素」は、三つの章に分かれ、それぞれ「社会的構成要素」「経済的構成要素」「文化的構成要素」を扱う。第1章の第11条では、「男女間の権利の平等」「政治・行政における女性の代表性の確保」「女性の暴力からの保護」等が規定される。同様に男女間の平等を規定した1971年憲法第11条では、「イスラームのシャリーアの規定に反することがないかぎり」と留保が付されたが、2014年憲法には見られない。

第19条「教育権」では、教育の目的として、「エジプト的個性の構築」「国民アイデンティティの維持」「国民間平等」「差別撤廃」等が掲げられ、新たな価値観が提唱されている。さらに、「高等教育修了まで無償化」「国立教育機関での無償化」といったかつてない教育重視策が述べられ、教育にかける強い意欲が感じられる。このほか、第20条「職業訓練の推進」、第21条「高等・大学教育の保護」、第22条「教員の技能開発」、第23条「学問の推進」等の新规定がこの教育権を拡充・補強している。

経済的要素を扱う第2章の第27条では、経済発展と富の再分配の両方に配慮しつつ、「透明性」(al-shafāfiyya) や「ガバナンス」(al-ḥawkama)、「競争原理」(maḥāwir al-tanāfusiyya) 等の現代的な語彙を用いて、明らかに資本主義的な経済体制の構築が模索されている。これに関連して、続く第28条において、「競争の増加」「投資誘因状況の創出」「インフォーマル部門の組織化」に務める国の責務が述べられる。第29条「農業・農民」、第30条「漁業・漁民」、第31条「情報空間」、第32条「自然資源」においても、これら部門への国の保護とその経済的利用の調和が追求される。

第43条では「スエズ運河の開発」に触れ、国がスエズ運河を積極的に利用し、開発する責務を負うことが宣言される。続く第44条では、「ナイル川の保護」と「すべての国民がナイル川を享受する権利」が定められ、エジプトとナイルの間の有機的連関が示されている。

文化的要素を扱う第3章では、第47条「エジプトの文化的アイデンティティの保持」、第48条「文化はすべての国民の権利」、第49条「遺跡の保護・監督」、第50条「文明・文化遺産の保護・指導」という従来は述べられなかった愛国的な文化規定が述べられる。この「文化的構成要素」という章自体、1971年憲法にも存在しない新しいものである。

第3編「公の権利、自由および義務」は、近代憲法の権利章典に相当する。この中では、古典的な「自由」(人身、居住・移転、信教、思想・意見、学問)、「権利」(知る、報道・出版、集会、結社、請願、選挙)、「不可侵性」(私生活、住居、個人の身体)が定められる。その大半は1923年憲法に遡ることができる古い条項であるが、近年追加されたものも見られる。その一つが、2012年憲法第31条として加えられた「人間の尊厳」で、2014年憲法においても第51条として採用されているが、ここに含まれていた「何人に対する侮辱は認めない」との規定は削除された。関連して、2012年憲法第44条「使徒・預言者の中傷の禁止」もなくなっている。続く第52条には、「拷問は犯罪である」という新规定が加えられた。

第 53 条では、「国民は法の下で平等である」という古典的規定に加えて、細かく差別の理由となる事柄を挙げて、「いかなる理由によっても国民を差別しない」「差別・嫌悪の煽動は犯罪である」「国は差別の解消に努める」等が付され、第 1 編で触れられたムワータナの原理を強く支持している。その一環として、第 80 条「児童の保護」、第 81 条「障害者の保護」、第 82 条「若者の保護」、第 83 条「高齢者の保護」、第 93 条「人権等の国際協定の遵守」等の規定を充実させ、社会的弱者に対する積極的な保護姿勢が打ち出されている。

第 4 編「法の支配」は、編の構成が 1971 年憲法に戻っただけであり、ここに含まれる条項は 2012 年憲法とも共通し、とくに大きな変化は見られない。第 94 条「司法の独立性」、第 95 条「刑罰個人主義・遡及処罰の禁止」、第 96 条「無罪の推定」、第 97 条「裁判を受ける権利」、第 98 条「弁護権」等、刑罰や裁判に関わる原則が挙げられる。

第 5 編「統治体制」は、近代憲法の権力分立に相当する。第 1 章は「立法権」を扱う。2014 年憲法において議会は一院制に戻り、「代表議会」(majlis al-nuwwāb) と呼ばれる。この名称は、2012 年憲法が定める二院制議会の下院と同じで、古くは 1923 年憲法下の議会下院に用いられたものである。1971 年憲法下の議会は、一院制で、「人民議会」(majlis al-sha' b) と呼ばれた。この名称は、1964 年憲法までの「国民議会」(majlis al-umma) を変更したもので、社会主義的語彙として「人民」を強く意識したものだ。2012 年憲法は、立法権を強化しつつ、その名称を「人民」から「代表」に替えたが、2014 年憲法では「代表」の語をそのまま流用した。名称の流用そして一院制議会に戻した点に、立法権を——軽視とまではいかないが——あまり重視していないことが透けて見える。

第 137 条「大統領の議会解散権」では、大統領が議会を解散させる手続として国民投票の賛成多数が課されているが、同様の内容を示す 2012 年憲法第 127 条では「反対多数の場合には大統領は辞任する」ことが明記されていた。立法権の相対的な弱体化といえよう。

第 5 編第 2 章「行政権」は、三つの節に分かれ、それぞれ「大統領」「政府」「地方行政」を扱う。大統領権限は、ほとんどが保持されているが、若干の変更や追加が見られる。たとえば、第 141 条「大統領選挙の立候補要件」では、本人だけでなく「親・配偶者も過去に他の国籍を取得したことがない」ことが加えられ、国籍上の純粋なエジプト人性が求められるようになった。また、兵役義務の満了もしくは法的免除証明も必要とされるようになっている。(これら 2 点は、政府閣僚も同様だが、議員には求められていない。)

第 146 条「政府の組織」では、大統領が内閣総理大臣を選び、総理が組閣し、議会から信任を得る方式をとる。これは、2012 年憲法第 139 条とほぼ同内容だが、議会から信任が得られない場合の手続に若干の違いが生じている。2012 年憲法では、①「大統領が総理を選ぶ」、②「大統領が最多議席の政党から総理を選ぶ」、③「議会下院が総理を選ぶ」、④「大統領は下院を解散し、議会選挙を行う」という 4 段階構成であったのに対し、2014 年憲法では、①「大統領が総理を選ぶ」、②「大統領が最大議席の政党・連立から総理を選ぶ」、③「大統領は議会を解散し、議会選挙を行う」という 3 段階構成に簡略化されている。また、同条末尾には、「②の場合に関して、大統領は防衛・内務・外務・法務大臣を選ぶ」という一文が新たに追加された。2012 年憲法が議院内閣制を

志向していたのに対し、2014年憲法は大統領制に戻され、組閣において大統領の意向が強く反映されるものとなっている。

なお、全体に大統領の権限は保持されていると述べたが、新たに、第161条「議会による大統領の不信任決議」という規定が設けられたのは、立法権に対する重要な譲歩であろう。これは、大統領が議会を解散させることができるのと同様、議会が大統領を解任することができる仕組みで、そのいずれにおいても国民投票における賛成多数が必要とされる。ただし、国民投票において反対多数の場合、大統領は辞任を定められていないが、議会は解散させられることになっている。

第2節「政府」と第3節「地方行政」の内容は、とくに大きな変化は見られない。「地方行政」は、2012年憲法では第3編「公権力」において、立法・行政・司法に続く第4章を構成していたが、2014年憲法では1971年憲法と同様に、行政権の下位に位置づけられた。

第5編第3章「司法権」も、条文内容に大きな変化はないが、章・節の構成が変化した。2012年憲法では、第3章「司法権」の下に種々の司法機関が置かれていたが、2014年憲法では、第3章「司法権」と並列して、第4章「最高憲法裁判所」、第5章「司法機関・機構」、第6章「弁護士」、第7章「専門家」が扱われるように、やや雑多に整理されている。

第5編第8章「軍隊および警察」では、五つの節に分かれて、「軍隊」「国家防衛会議」「軍事法廷」「国家安全保障会議」「警察」が扱われる。第204条「軍事法廷」では、「文民の裁判は認めない。ただし～」以後の例外条件が細かく規定されるようになり、軍の装備や備品、財源や工場を攻撃・侵害する行為がすべて軍事法廷で裁かれる犯罪であることが規定された。第207条「警察」では、警察の最高評議会の設置が新たに定められた。2012年憲法までは、警察の長は大統領とされたが、その規定もなくなり、警察の独立性が増している。

第5編の残りの第9～11章では、2012年憲法の第4編「独立機構・監査機関」に含まれていたさまざまな国家的・公的な機関・機構の扱いが述べられる。

第6編は、1971年憲法に倣って、「一般規定」と「経過規定」の二つの章から構成される。前者の第223条「国旗その他の規定」では、エジプトの憲法史上初めて、国旗の配色と図像が規定され、さらに「エジプト国旗の侮辱は犯罪」との一文が加えられた。第51条からは「何人に対する侮辱も認めない」という一文が消されたが、人間に対する侮辱以上に、国旗すなわちエジプト国家への侮辱を問題視する意識の変化が見てとれる。

第2章の経過規定の一つとして、第234条では、「今後2回の大統領任期において、防衛大臣の任命は軍隊最高評議会の承認後に行われる」と規定された。前述の第146条と合わせても、2014年憲法における軍の立場をよく表している。

全体としてみれば、2012年憲法では「イスラーム」「尊厳」「再分配」「議会」等の要素が重視されていたのに対し、2014年憲法では「愛国心」「国籍」「経済発展」「治安」に重点が置かれた。国民統合の原理（ムワータナ）が選ばれ、国民間の権利の平等が強く主張される一方で、国民間の権力の分立については、目立った提案が見られない。2012年憲法では、ムバーラク長期政権を可能にした1971年憲法への反省として、「大統領」の権限を弱め、「議会」の力を強めることで

権力の均衡が図られた。これに対して 2014 年憲法では、国家の責務と国民間の平等を強調することで、国家と国民の間に保護者-被保護者に似た上下関係が構築され、父権温情主義的な国家-社会関係が示されているように見える。

## おわりに

本稿では、2014 年憲法の成立と内容を検討してきたが、その中に読み取られるスィーサー政権の特徴は、以下の 3 点にまとめられる。

第一に、エジプト現代史においては、政治体制に大幅な変更が生じる際にしばしば新憲法が求められてきた。ただし、ムルサー政権の瓦解とスィーサー政権の成立を見るかぎり、憲法は政治権力を保障するものというよりも、権力を象徴するもののようなのだ。

第二に、スィーサー政権は、「6 月 30 日革命」以後の経過において、司法権と協同して、手続の法的遵守を大切にしてきた。選挙にもとづく「正当性」を根拠としたムルサー政権に対し、スィーサー政権は「合法性」を重視している。

第三に、2014 年憲法の内容は、2012 年憲法が目指したイスラーム的・倫理的な方向性を抑え、「国民間の平等（ムワータナ）」を中心に据え、「国家の責務」と「国民の努力」を新機軸とすることで、愛国的・保守的な方向性を打ち出している。

これらの点を合わせてみれば、2014 年憲法とスィーサー政権の関係のあり方もおのずと見えてくるだろう。それは、社会が国家権力を拘束するものというより、国家権力が社会に約束するものとしての憲法である。「6 月 30 日革命」以後の政治過程は、選挙戦を通じて権力を掌握したムルサー・同胞団政権に対する既存の国家権力——とりわけ軍と司法権——の抵抗であった。この「第二革命」によって成立したスィーサー政権は、司法権とがっちりと手を組み、ムワータナと並ぶもう一つの基本原則である「法の支配」を掲げながら、統治に伴う責務を果たし、国民に団結と努力を求めていく姿を見せつつある。この政治的状況の中で、より多くの層が参加する安定した国家体制を作り出すためには、いまだ内実の定まっていない立法権が鍵となることは間違いない。より多くの国民に認められる議会を地道に育て、行政権・司法権との均衡を図っていくことが、これからのエジプト政治の課題であろう<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> これは、まさに現在進行形の課題である。スィーサー大統領はすでに 2015 年法律第 1 号として議会選挙法を公布し、2015 年 2 月には議会選挙の立候補受付が行われた。2 月 23 日に選挙最高委員会が発表したところによれば、立候補者は 7 千人を超えたという。実際の選挙は 3 月 21 日から 23 日にかけて行われる予定であったが、選挙区割りに疑義が呈され、選挙最高委員会は（期間を特定しない）実施の延期を発表した。この問題は、選挙区割りを定めた議会選挙法第 3 条が憲法の「国民の権利の公平性」に抵触するとして、最高憲法裁判所に訴えが起こされ、実際に違憲判決が下されたことによる。今回の議会選挙においては、2011 年革命前の与党・国民民主党の元議員や指導部が立候補したことが一つの争点になっていたが、この延期により、混乱はさらに増すことが予想される。

## 【資料 1 : 関係条文の抜粋】

### 2013 年 7 月 8 日の憲法宣言

#### 第 28 条〔専門家委員会〕

大統領の決定により、この宣言の公布の日より 15 日を超えない期間内に、専門家委員会が結成される。その委員会の構成員は、最高憲法裁判所およびその委任機構から 2 人、国家評議会から 2 人、国立大学の憲法学教授から 4 名による。さらに、〔本宣言の中で〕言及された司法機関・機構の高等評議会から数人の代表者を選び、大学高等評議会から数人の憲法学教授を選ぶ。

この委員会は、停止された 2012 年憲法の改正案を提出する。その任務は、委員会の結成の日より 30 日以内に完了するものとする。委員会結成の決定は、会合の場所および任務の組織化の要件を定める。

#### 第 29 条〔50 人委員会〕

前条で述べられた〔専門家〕委員会は、50 人の委員からなる〔別の〕委員会に、その改正案を提示する。この委員会は、社会のすべての層、宗派および人口上の多様性を代表するものとする。とくに、政党、文化人、労働者、農民、各種職業別組合および労働組合の構成員、さまざまな国家評議会、アズハル、エジプトの教会、軍隊、警察ならびに公人を含む。また、若者および女性は、少なくとも 10 人が選ばれるものとする。各団体はその代表者を選任し、公人は内閣が選任する。

この委員会は、憲法改正の最終案の準備を、〔専門家委員会による〕改正案を受け取った日より多くとも 60 日以内に終わらせるものとする。委員会は、この期間内に、社会内対話を行う。大統領は、この委員会の結成および会合の場所について、必要な決定を公布する。委員会は、その任務および改正についての社会内対話を保障する、適当な手続を組織する要件を定める。

#### 第 30 条〔国民投票による憲法制定、新議会・大統領選挙〕

大統領は、憲法改正案を〔委員会から〕大統領に提出された日より 30 日以内に、人民に提示し、国民投票を行う。改正案は、国民投票における人民の同意の公示の日より施行される。大統領は、この日より 15 日以内に代表議会選挙の実施を呼びかけ、1 ヶ月より短くなく、2 ヶ月より長くない期間においてこの手続を行う。新議会の最初の集会から多くとも 1 週間以内に、大統領選挙の手続が呼びかけられるものとする。本宣言の公布の日において存在する選挙最高委員会は、国民投票を完全に監督する。

## 10 人委員会の構成

### <最高憲法裁判所>

1. ムハンマド・シンナーウィー判事（最高憲法裁判所副長官）
2. ムハンマド・ハイリー・タハ判事（同上）

### <司法機関・機構>

3. ムハンマド・ハーテム・バスユーニー判事（カイロ控訴審裁判所長官）
4. ムハンマド・イード・マハジューブ判事（破棄院副長官・最高司法評議会事務局長）

### <国家評議会>

5. イサームッディーン・アブドウルアズィーズ判事（国家評議会第一副長官）
6. マジュディー・アジャーティー判事（国家評議会副長官）

### <憲法学者>

7. ファトヒー・フィクリー博士（カイロ大学法学部名誉教授）
8. ハムディー・アリー・ウマル博士（ザカーズィーク大学法学部長）
9. サラーハッディーン・ファウズィ博士（マンスーラ大学法学部名誉教授）
10. アリー・アブドゥルアール・アフマド博士（アイン・シャムス大学法学部名誉教授）

## 50 人委員会の構成

(☆マークは女性)

### <アズハル>

1. シャウキー・アッラーム (国家ムフティ)
2. ムハンマド・マフムード・アブドゥッサラーム判事 (国家評議会裁判官、アズハル総長法律顧問)
3. アブドゥッラー・ナッジャール (アズハル大学附属イスラーム研究所、シャリーア・法律学科教授)

### <教会>

4. ブーラー [パウロ] 師父 (コプト正教会タンター管区主教、婚姻問題に関するコプト派正教会評議会議長)
5. アントゥーニユース [アントニウス]・アズィーズ・ミーナー師父 (コプト・カトリック教会、ギザ管区司教)
6. サフワト・バイヤーディー牧師 (福音派教会、エジプトのプロテスタント系キリスト教徒代表)

### <若者>

7. ムハンマド・アブドゥルアズィーズ (謀反運動創設者、ナセル主義人民潮流メンバー)
8. アフマド・イード (革命青年同盟メンバー、6月30日戦線創設者)
9. マフムード・バドル (謀反運動創設者)
10. アムル・サラハ (革命青年同盟、6月30日戦線創設者)

### <作家組合>

11. ムハンマド・サルマーウィー (作家組合委員長、作家・翻訳家、カイロ大学英文学科卒)

### <芸術組合>

12. ハーリド・ユースフ監督 (映画監督、ナセル主義人民潮流のメンバー、代表作は貧民街に生きる若者を描いた『幸せはどこに (ヒーナ・マイサラ)』2007年)

### <視覚芸術部門>

13. ムハンマド・アブラ (画家、1月25日革命に参加、アレクサンドリア大学美術学科卒)

<文化最高評議会>

14. 詩人サイド・ヒジャーブ (エジプト口語詩人、アレクサンドリア大学建築学部卒)

<労働組合>

15. ジバーリー・ムハンマド・マラーギー (エジプト労働組合委員長)  
16. アフマド・ハイリー (エジプト労働者国家連合委員長)

<農民労働組合>

17. ムハンマド・アフマド・アブドゥルカーデル (農民組合委員長)  
18. マムドゥーフ・ハマーダ (農業協同組合委員長)

<弁護士組合>

19. サーミフ・アーシュール (弁護士組合委員長、ナセル主義党党首、救国戦線共同創設者、  
弁護士)

<医師組合>

20. ムハンマド・ハイリー・アブドゥッダーイム (医師組合委員長)

<技師組合>

21. ウサーマ・シャウキー (技師組合カイロ支部委員長)

<ジャーナリスト組合>

22. ディヤー・ラシュワーン (ジャーナリスト組合委員長、アハラーム政治戦略研究所所長)

<観光会議所>

23. イルハーミー・ザイヤート (エジプト観光会議所組合長)

<工業会議所連合>

24. ☆アブラ・ムヒュッディーン (工業省相談役)

<商業会議所連合>

25. アフマド・ワキール (商業会議所組合委員長)

<エジプト学生組合>

26. ムハンマド・バトラーン (エジプト大学生組合委員長)

#### <障害への挑戦者>

27. フサームッディーン・サアド・マッサーフ（障害者国家評議会）

#### <市民団体連合>

28. タラアト・アブドゥルカウウィー・サイイド（市民団体連合委員長）

#### <女性国家評議会>

29. ☆ミールファト・タッラーウィー大使（女性国家評議会議長、外交官、2000-2007年に国連事務次官、1994-1997に駐日エジプト大使）

#### <母子国家評議会>

30. ☆アッザ・ムハンマド・アシュマーウィー（母子国家評議会反人身取引部部長）

#### <人権国家評議会>

31. ☆ムナー・ズウルファカール（人権国家評議会副議長、弁護士）

#### <大学最高評議会>

32. アフマド・ムハンマダーニ博士（スエズ運河大学学長、土木工学専攻）

#### <軍隊>

33. ムハンマド・マジュディッディーン・バラカート将軍（軍事法廷副長官）

#### <警察>

34. アリー・ムハンマド・アブドゥルマウラー将軍（内務大臣補佐・法律問題担当）

#### <イスラーム潮流>

35. バッサーム・ザルカー博士（ヌール党副党首）

36. カマル・ヒルバーウィー博士（イスラーム思想家、元ムスリム同胞団幹部）

#### <リベラル潮流>

37. サイイド・バダウィー（ワフド党党首、企業家）

38. ムハンマド・アブールガール（エジプト民主党党首、救国戦線共同創設者）

#### <左翼潮流>

39. フサイン・アブドゥッラーズィク（左派タガンムウ党党首）

### <民族潮流>

40. ムハンマド・サーミー（ナセル主義系カラーマ党党首）

### <公人>

41. マジュディー・ヤアクーブ（世界的な外科の権威、マジュディー・ヤアクーブ心臓センター創設者）
42. アムル・ムーサー（リベラル系会議党・前党首、救国戦線共同創設者）
43. アブドゥルジャリール・ムスタファー（ドゥストゥール党幹部、変革のための国民協会代表、救国戦線共同創設者）
44. ジャーベル・ナッサール博士（カイロ大学法学部教授）
45. アムル・シューブキー博士（アハラーム政治戦略研究所アラブ・ヨーロッパ局長、政治家アナリスト、思想家）
46. サアドッディーン・ヒラーリー博士（アズハル大学法学部比較法学教授）
47. ☆フダー・サダ博士（カイロ大学文学部英文学科教授）
48. ムハンマド・グナイム博士（エジプト社会民主党共同創設者、泌尿器科の権威）
49. ハッジャージュ・アドゥール（作家、活動家、ヌビア人代表）
50. ムスアド・アブーフアジュール（作家、活動家、シナイ半島代表）

# 2014年憲法

## 前文

エジプトは、エジプト人へのナイルの賜物であり、人類へのエジプト人の賜物である。

アラブたるエジプトは——その天与の位置と歴史により——、世界すべての心、種々の文明と文化が会おう場、海の交易路と交信が交差する場、地中海に現れしアフリカの頭、偉大なるナイル川が流れこむところである。

これこそエジプト、エジプト人の不滅の祖国であり、すべての人民への平和と愛のメッセージである。〔後略〕

### 第1条〔国家体制〕

エジプト・アラブ共和国は、主権を有する国家である。国は統一され、分割を認めない。国からは、何一つとして割譲されない。その政体は、民主共和制であり、国民間の平等および法の支配にもとづく。

エジプト人民は、アラブの共同体の一部であり、その補完と統一に努める。エジプトはイスラーム世界の一部であり、アフリカ大陸に属し、アジアに連なることを誇りとし、人類文明の構築に貢献する。

### 第6条〔国籍〕

国籍は、エジプト人の父もしくはエジプト人の母のもとに生まれた者に与えられる権利である。その者の法的認知、およびその者の個人情報を確認する公文書による許可は、法が保障する権利であり、法により組織する。

国籍の取得条件は、法律により定める。

### 第7条〔アズハル〕

高貴なるアズハルは、独立した知的イスラーム機構である。アズハルは、自らに係る事柄の実施を、独占的に管轄する。アズハルこそは、宗教諸学およびイスラームに係る事柄における基本的権威である。アズハルは、エジプトおよび世界における布教の責任、宗教諸学およびアラビア語の普及を担う

国は、アズハルがその目的を実現するために十分な財政基盤を提供する責務を有する。

アズハル総長は、独立し、罷免されない。大ウラマー機構の構成員の中からアズハル総長を選出する方法は、法律で定める。

## 第 11 条〔女性・男女・母子〕

国は、憲法規定に従い、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利のすべてにおいて、女性と男性の間の平等の実現を保障する。

国は、法律の定めるところにより、代表議会における適切な女性の代表を保障する必要な措置をとることに努める。国はまた、女性に反する差別なく、国の公務および上級行政職への女性の就任、ならびに司法機関・機構における女性の任命の権利を保障する。

国は、女性に対するあらゆる形の暴力から女性を保護する責務を有する。国は、女性が有する家族への義務と労働により要求されるものの間の調和を支援する。

国はまた、母子、一家の稼ぎ手である女性、高齢の女性および厳しい経済状況にある女性に福祉および保護をもたらす責務を有する。

## 第 19 条〔教育権〕

教育は、すべての国民の権利である。その目的はエジプト的個性の構築、国民アイデンティティーの維持、科学的思考法の基礎作り、技能の開発および発明の推奨、文明的および精神的価値観の成育、国民間平等、寛容および差別撤廃の理解の定着にある。国は、教育の課程および方法におけるこれら目的の保全、ならびに世界的な水準に従いこれを提供することに責務を有する。

教育は、高等教育の修了もしくはそれと同等の段階まで無償とする。国は、法律に従い、国立教育機関の諸段階における無償化を保障する。

国は、政府支出の一定量を教育に割り当てることに責務を有する。それは、国民総生産の 4%を下回らないものとし、世界的な水準に達するまで段階的に引き上げられる。

国は、国公立および私立のあらゆる教育機関および高等教育機関が、国の教育計画に従うよう責務を有する。

## 第 27 条〔国民経済、経済体制〕

国民経済は、持続的開発および社会的公正を通じて、国の福祉の実現を目的とする。これは、国民経済の実質成長率の上昇、生活水準の向上、就労機会の増加、失業率の低下および貧困の解消を保障するものとする。

経済体制は、透明性およびガバナンスの基準、競争原理の支援および投資の推進、地理的・部門的・環境的に調和のとれた発展、ならびに独占行為の禁止の責務を有する。これは、財政的および貿易上の均衡、公正な税制、市場の機能の制限、所有権の多種多様な保証、多様な立場の利益の間の調和を守るものとする。これはまた、労働者の権利を維持し、消費者を保護するものである。

経済体制は、社会的に、機会の均等および開発利益の公正な分配の保障、収入格差の縮小、尊厳ある生活を保障する最低賃金および最低限の手当、ならびに国家機関において給料を得て働く者の最大賃金について責務を有する。これらは法律に従う。

#### **第 28 条**〔生産、競争原理〕

生産・サービス・情報の経済活動は、国民経済の基本的構成要素である。国は、これら要素の保護、その競争の増加および投資の誘引の状況創出に責務を有する。国は、生産の向上、輸出の促進および輸入の組織化に努める。

国は、あらゆる分野における中・小および極小規模の事業に特別な関心を払い、インフォーマル部門の組織化およびその充実に努める。

#### **第 43 条**〔スエズ運河〕

国は、スエズ運河の保護および開発、ならびに国によって所有される国際水路としてその保全に責務を有する。国はまた、優れた経済的中心として、運河部門の開発に責務を有する。

#### **第 44 条**〔ナイル川〕

国は、ナイル川の保護、これに関係するエジプトの歴史的な権利の保全、これから得られる利益の指導およびその増大、その水の浪費もしくは汚染のないことに責務を有する。国はまた、地下水の保護、水の安全保障の実現に関わる実行力ある措置をとること、およびこの分野における研究の支援に責務を有する。

すべての国民がナイル川を享受する権利は、保障される。ナイル川の不可侵性への侵害、もしくは河川環境の侵害は、禁止される。国は、ナイル川に対して行われた侵害の排除を保障する。これらは法律の組織するところによる。

#### **第 47 条**〔文化的アイデンティティ〕

国は、エジプトの文化的アイデンティティの維持およびその多様な文明の保持に責務を有する。

#### **第 48 条**〔文化権〕

文化は、すべての国民の権利である。国は、この権利を保障する。国は、この権利を支援し、人民の多様な階層が、財政的、地理的もしくはその他の能力にもとづく区別によらず、あらゆる種類の文化的科目に触れられるよう責務を有する。国は、発展途上の地域および最も必要を求める層に特別な配慮を払う。

国は、アラビア語からの、およびアラビア語への翻訳運動を推進する。

#### **第 51 条**〔人間の尊厳〕

尊厳は、すべての人間の権利であり、その侵害を認めない。国は、尊厳の尊重および保護に責務を有する。

## 第 52 条〔拷問は犯罪〕

あらゆる姿・形における拷問は、時効により無効とならない犯罪である。

## 第 53 条〔国民間の平等〕

国民は、法の下に平等である。国民は、公の権利、自由および義務において平等である。宗教、信条、国籍、出自、血統、肌の色、言語、障害、社会階層、政治的もしくは地理的所屬、またはその他のいかなる理由によっても、国民を差別しない。

差別および嫌悪の扇動は、法律により処罰される犯罪である。

国は、あらゆる形の差別の解消に必要な措置をとる責務を有する。法律は、この目的のための独立した委員会の設立を組織する。

## 第 137 条〔大統領の議会解散権〕

大統領は、理由を付した決定により、かつ人民による国民投票の後でなければ、代表議会を解散することができない。議会は、前回の解散に用いられた理由により解散されない。

大統領は、決定を公布し、議会の会議を停止させ、多くとも 20 日以内に解散についての国民投票を実施する。国民投票の参加者が、有効投票の過半数により解散に同意した場合、大統領は解散の決定を公布し、その公布の日より 30 日以内のすみやかな選挙を呼びかける。新議会は、その最終結果の公示の日に続く 10 日以内に集会する。

## 第 141 条〔大統領選挙の立候補要件〕

大統領に立候補する者の要件は、エジプト人の両親から生まれたエジプト人であること、本人、親もしくは配偶者が過去に他の国籍を取得したことがないこと、市民権および参政権を享有すること、兵役を終えているもしくは法的に免除されていること、ならびにその年齢が立候補受付の開始の日以西暦で 40 歳を下回らないこととする。その他の立候補要件は、法律で定める。

## 第 146 条〔大統領による組閣〕

大統領は、内閣総理大臣に、政府の組織および代表議会への計画の提示を委任する。この政府が、多くとも 30 日以内に代表議会の総議員の過半数により信任されない場合、大統領は内閣総理大臣に、代表議会の最大議席を有する政党もしくは政党連合からの候補者選定を委任する。この政府が 30 日以内に代表議会の総議員の過半数により信任されない場合、代表議会は解散され、大統領は新議会の選挙を、解散命令の公布の日から 60 日以内に行うことを呼びかける。

あらゆる場合において、本条に記される期間の合計は、60 日を超えてはならない。

代表議会の解散時には、内閣総理大臣は、政府の組織およびその計画を新議会の初会議において提示する。

代表議会の最大議席を有する政党もしくは連合からの政府の選出の場合、大統領は、内閣総理大臣との相談により、防衛・内務・外務・法務大臣を選出することができる。

#### **第 160 条**〔大統領職の代行、欠缺時の手続〕

一時的な故障が生じ、大統領の権力の執行を妨げる場合、内閣総理大臣がその職務を行う。辞職、死亡もしくは永続的な職務不能により、大統領が欠けた場合、代表議会は大統領の欠缺を宣言する。この欠缺の宣言は、その他の理由によりこれが行われる場合、議会の総議員の少なくとも 3 分の 2 の多数により可決される。代表議会は、選挙国民機構にこれを通知する。代表議会議長は、一時的に大統領の権力を代行する。

代表議会が不在時には、最高憲法裁判所総会およびその長官が、議会およびその議長の職務を担う。

あらゆる場合において、大統領の欠缺の日から 90 日以内に、新大統領は選出されなければならない。新大統領の任期は、選挙の最終結果の公示の日から開始する。

暫定大統領は、大統領選挙に立候補すること、憲法の改正を要求すること、代表議会を解散すること、および政府を総辞職することができない。

#### **第 161 条**〔議会による大統領の不信任決議〕

代表議会は、議会の総議員の少なくとも過半数による署名および理由を付した要求、ならびに 3 分の 2 の議員の同意にもとづき、大統領の不信任案およびすみやかな大統領選挙の実施を提案することができる。同一の理由によるこの要求の提出は、大統領の任期を通じて 1 回以外、認められない。

不信任案の同意により、大統領の不信任およびすみやかな大統領選挙の実施は、内閣総理大臣の呼びかけによる、一般国民投票においてその賛否が問われる。過半数が不信任の決定に同意した場合、大統領はその職務から解任され、大統領職は欠けたとみなされる。すみやかな大統領選挙は、国民投票の結果の公示の日から 60 日以内に行われる。国民投票の結果が反対多数の場合、代表議会は解散される。大統領は、新代表議会の選挙を、解散の日から 30 日以内に呼びかける。

#### **第 204 条**〔軍事法廷の権限、文民裁判の条件〕

軍事法廷は、独立した司法機関である。軍事法廷は、軍隊、将校および兵士に関連するあらゆる犯罪、ならびに国家諜報局職員がその服務の間およびそれを理由として犯した犯罪の審理を、独占的に管轄する。

軍事法廷における文民の裁判は、認めない。ただし、軍事施設、軍隊駐屯地もしくはその規定に含まれるもの、軍事地域もしくはこれに定められた国境地帯、軍隊の装備、装置、武器、支給品もしくは文書、軍事機密、軍隊の公的財源、軍事工場を直接的に侵害する犯罪、

徴兵に関連する犯罪、ならびに軍隊将校もしくは兵士をその職務の遂行を理由として直接的に侵害する犯罪については、そのかぎりでない。

法律はこれらの犯罪を定め、その他の軍事法廷の権限を規定する。

軍事法廷の構成員は、独立し、罷免されない。これらの者には、司法権の構成員に定められる保障、権利および義務のすべてが認められる。

#### **第 207 条**〔警察最高評議会の構成・権限〕

警察の最高評議会が設立される。これは、警察機構の最先任の将校、および国家評議会の法的見解部部長から構成される。警察最高評議会は、警察機構の組織化およびその構成員の問題解決において内務大臣を支援することを管轄とする。その他の権限は、法律で定める。警察に関連する法律案は、警察評議会の意見が聴かれるものとする。

#### **第 223 条**〔国旗その他の規定〕

エジプト・アラブ共和国の国旗は、黒・白・赤の三色からなり、「サラディンの鷲」を象った金色の鷲が置かれる。共和国の国章、勲章、徽章、国璽および国歌は、法律で定める。

エジプト国旗の侮辱は、法律で処罰される犯罪である。

#### **第 230 条**〔初回大統領・議会選挙の実施期限〕

大統領選挙もしくは代表議会選挙は、法律の組織するところに従い実施される。それらの内、最初の選挙は、本憲法の施行の日から 30 日を下回らず、90 日を超えない期間に実施されるものとする。

あらゆる場合において、続く選挙は、本憲法の施行の日から 6 ヶ月を超えない期間に実施される。

#### **第 234 条**〔防衛大臣の任命〕

防衛大臣の任命は、軍隊最高評議会の承認の後に行われる。本規定は、本憲法の施行の日より 2 回の完全な大統領任期に適用される。

【資料2. 条文の一覧と変化】

編章節	2014	内容	編章節	2013	編章節	2012	編章節	1971
1	1	国家体制	1	1	1-1	1	1	1
1	2	国教、イスラームのシャリーア	1	2	1-1	2	1	2
1	3	キリスト教、ユダヤ教のシャリーア	1	3	1-1	3		
1	4	人民主権	1	5	1-1	5	1	3
1	5	政治の基本原則	1	6	1-1	6	1	5
1	6	国籍	1	7	2-1	32	1	6
2-1	7	アズハル	1	4	1-1	4		
2-1	8	社会連帯、社会・個人の保護	2-1	8	1-2	8	2-1	7
2-1	9	機会均等	2-1	9	1-2	9	2-1	8
2-1	10	家族	2-1	10	1-2	10	2-1	9
2-1	11	女性、男女、母子	2-1	11	1-2	10	2-1	10,11
2-1	12	労働の権利・義務	2-1	12	2-3	64	2-1	13
2-1	13	労働者の権利・義務			2-3	64	2-1	13
2-1	14	公務員の権利	2-1	13	2-3	64	2-1	14
2-1	15	スト権	2-1	14	2-3	64		
2-1	16	殉教者の顕彰・遺族の保護	2-1	15	2-3	65	2-1	15
2-1	17	社会保険	2-1	16	2-3	66	2-1	17
2-1	18	保健・医療権	2-1	17	2-3	62		
2-1	19	教育権	2-1	18	2-3	58	2-1	18,20
2-1	20	職業訓練			2-3	58		
2-1	21	高等・大学教育	2-1	19	2-3	58,59	2-1	18,49
2-1	22	教員						
2-1	23	学問の推進						
2-1	24	必須科目	2-1	20	2-3	60		
2-1	25	非識字の根絶	2-1	21	2-3	61	2-1	21
2-1	26	文民階級の禁止	2-1	22	1-2	13	2-1	22
2-2	27	国民経済、経済体制	2-2	23	1-3	14	2-2	23
2-2	28	生産、競争原理	2-2	24				
2-2	29	農業・農民	2-2	24	1-3	15	2-2	37
2-2	30	漁業・漁民	2-2	24				
2-2	31	情報空間						
2-2	32	自然資源	2-2	25	1-3	18		
2-2	33	財産権	2-2	28	1-3	21	2-2	29
2-2	34	公有財産権	2-2	29	1-3	22		
2-2	35	私有財産権	2-2	30	1-3	24	2-2	32,34
2-2	36	私的部門						
2-2	37	共有財産権	2-2	31	1-3	23	2-2	28,31
2-2	38	税制	2-2	32	1-3	26	2-2	38,119
2-2	39	貯蓄	2-2	33	1-3	28	2-2	39
2-2	40	財産没収の禁止	2-2	35	1-3	30	2-2	36
2-2	41	住宅開発			2-3	68		
2-2	42	労働者の経営参加	2-2	36	1-3	27	2-2	24,26
2-2	43	スエズ運河						
2-2	44	ナイル川	2-2	26	1-3	19		
2-2	45	自然保護			1-3	20		
2-2	46	環境権	3	58	2-3	63		
2-3	47	文化的アイデンティティー						
2-3	48	文化権						
2-3	49	遺跡保護	2-2	27	1-3	20		
2-3	50	文明・文化遺産						
3	51	人間の尊厳	3	37	2-1	31		
3	52	拷問は犯罪						
3	53	国民間の平等	3	38	2-1	33	3	40
3	54	人身の自由	3	39	2-1	34,35	3	41,71
3	55	逮捕法定主義	3	40	2-1	36	3	42
3	56	刑務所	3	41	2-1	37		
3	57	私生活の不可侵	3	42	2-1	38	3	45
3	58	住居の不可侵	3	43	2-1	39	3	44
3	59	生活の安全	3	44	2-1	40		
3	60	身体の不可侵	3	45	2-1	41		
3	61	臓器提供						

3	62	居住・移転の自由	3	46	2-1	42	3	50,51,52
3	63	強制移住の禁止	3	46	2-1	42		
3	64	信教の自由	3	47	2-2	43	3	46
3	65	思想・意見の自由	3	48	2-2	45	3	47
3	66	学問の自由	3	49	2-3	59	3	49
3	67	創作の自由	3	49	2-2	46	3	49
3	68	知る権利	3	50	2-2	47		
3	69	知的所有権						
3	70	報道・出版・新聞発行の自由	3	51,52	2-2	48,49	7	207,209
3	71	検閲の禁止	3	51	2-2	48	3,7	48, 208,209
3	72	マスメディアの独立性						
3	73	公的・私的な集会権	3	53	2-2	50	3	54
3	74	政党の設立権	3	54	2-2	51	3	55
3	75	組合・市民団体の設立権	3	55	2-2	51	3	55
3	76	職業別組合の設立権	3	56	2-2	52	3	56
3	77	職業別組合の運営	3	57	2-2	53	3	56
3	78	住宅を得る権利	3	59	2-3	68		
3	79	食料と水を得る権利	3	59	2-3	68		
3	80	児童の権利・保護	3	60	2-3	70		
3	81	障害者の権利・保護	3	61	2-3	72		
3	82	青少年の権利・保護	3	61	2-3	70		
3	83	高齢者の権利・保護						
3	84	スポーツの権利			2-3	69		
3	85	請願権	3	62	2-2	54	3	63
3	86	祖国防衛、兵役の義務	3	63	1-1	7	3	58
3	87	公民権	3	64	2-2	55	3	62
3	88	在外国民の公民権	3	65	2-2	56		
3	89	従属・搾取・売買春の禁止	3	66	2-3	73		
3	90	慈善ワケフの奨励			1-3	25		
3	91	政治的亡命権	3	67	2-2	57	3	53
3	92	権利と自由の保護	3	68	2-4	81		
3	93	国際協定の遵守						
4	94	法の支配、司法の独立	4	69	2-4	74	4	64,65
4	95	刑罰個人主義、遡及処罰の禁止	4	70	2-4	76	4	66
4	96	無罪の推定、証人の保護	4	71	2-4	77	4	67
4	97	裁判を受ける権利	4	72	2-4	75	4	68
4	98	弁護権	4	73	2-4	78	4	69
4	99	権利と自由の侵害の禁止	4	74	2-4	80		
4	100	判決の言渡し	4	75	2-4	79	4	72
5-1	101	代表議会の権限	5-1	76	3-1-1,2	80,115	5-2	86
5-1	102	代表議会の定数、立候補要件	5-1	77	3-1-1,2	113,128	5-2	87,88
5-1	103	議員の職務専念	5-1	78	3-1-1	84	5-2	89
5-1	104	議員の就任宣誓	5-1	79	3-1-1	86	5-2	90
5-1	105	議員の歳費	5-1	80	3-1-1	91	5-2	91
5-1	106	議員の任期、改選	5-1	81	3-1-2	114	5-2	92
5-1	107	議員の資格審査	5-1	82	3-1-1	87	5-2	93
5-1	108	議員の欠員・補充	5-1	83	3-1-1	112	5-2	94
5-1	109	議員の金銭取引制限、資産公開	5-1	84	3-1-1	88	5-2	95
5-1	110	議員の資格剥奪	5-1	85	3-1-1	111	5-2	96
5-1	111	議員の辞職	5-1	86	3-1-1	110	5-2	97
5-1	112	議員の意見の不問	5-1	87	3-1-1	89	5-2	98
5-1	113	議員の不逮捕特権	5-1	88	3-1-1	90	5-2	99
5-1	114	議会の所在地	5-1	89	3-1-1	92	5-2	100
5-1	115	年次通常会の召集	5-1	90	3-1-1	94	5-2	101
5-1	116	臨時会の召集	5-1	91	3-1-1	95	5-2	102
5-1	117	議長・副議長の選任	5-1	92	3-1-1	97	5-2	103
5-1	118	議会の内規の制定	5-1	93	3-1-1	99	5-2	104
5-1	119	議会の内部秩序の維持	5-1	94	3-1-1	100	5-2	105
5-1	120	議会の会議の公開	5-1	95	3-1-1	93	5-2	106
5-1	121	議会の定足数、議事	5-1	96	3-1-1	96	5-2	107
5-1	122	法律の発案権	5-1	97	3-1-1	101	5-2	109,110,111
5-1	123	大統領の法律公布・反対権	5-1	98	3-1-1	104	5-2	112,113
5-1	124	国の一般会計予算	5-1	99	3-1-2	116,117	5-2	115,116

5-1	125	国の一般会計決算	5-1	100	3-1-2	121	5-2	118
5-1	126	公有財産の徴収	5-1	101	3-1-2	118	5-2	120
5-1	127	予算執行の議会承認	5-1	102	3-1-2	120	5-2	121
5-1	128	国庫からの支出	5-1	103	3-1-2	119	5-2	122
5-1	129	議員から政府への質問権	5-1	104	3-1-2	123	5-2	124
5-1	130	議員から政府への説明請求権	5-1	105	3-1-2	125	5-2	125
5-1	131	議会による政府の不信任決議	5-1	106	3-1-2	126	5-2	126,127,128
5-1	132	議員から政府への政策説明要求	5-1	107	3-1-1	106	5-2	129
5-1	133	議員から政府への提案権	5-1	108	3-1-1	105	5-2	130
5-1	134	議員から政府への緊急声明要求	5-1	109	3-1-1	104		
5-1	135	議会委員会の国政調査権	5-1	110	3-1-1,2	107,122	5-2	131
5-1	136	政府閣僚の議会会議出席権	5-1	111	3-1-1	109	5-2	135
5-1	137	大統領による議会解散	5-1	112	3-1-2	127	5-2	136
5-1	138	議員を通じた提案・陳情	5-1	113	3-1-1	108		
5-2-1	139	大統領は国家元首・行政権の長	5-2-1	114	3-2-1	139	5-1	73
5-2-1	140	大統領の選挙、任期、再任	5-2-1	115	3-2-1	133	5-1	77,78
5-2-1	141	大統領選挙の立候補要件	5-2-1	116	3-2-1	134	5-1	75
5-2-1	142	立候補に必要な推薦・支持	5-2-1	117	3-2-1	135	5-1	76
5-2-1	143	大統領選挙の投票	5-2-1	118	3-2-1	136	5-1	76
5-2-1	144	大統領の就任宣誓	5-2-1	119	3-2-1	137	5-1	79
5-2-1	145	大統領の金銭取引制限、資産公開	5-2-1	120	3-2-1	138	5-1	80
5-2-1	146	大統領による組閣	5-2-1	121	3-2-1	139	5-3-1	141
5-2-1	147	大統領による内閣改編						
5-2-1	148	大統領による権限委任	5-2-1	123	3-2-1	142		
5-2-1	149	大統領による閣議の招集	5-2-1	124	3-2-1	143	5-3-1	142
5-2-1	150	大統領による国の一般政策策定	5-2-1	125	3-2-1	140,144	5-3-1	132,138
5-2-1	151	大統領の外交代表・条約締結権	5-2-1	126	3-2-1	145	5-3-1	151
5-2-1	152	大統領は軍隊最高司令官	5-2-1	127	3-2-1	146	5-3-1	150
5-2-1	153	大統領による文武の公務員任免	5-2-1	128	3-2-1	147	5-3-1	143
5-2-1	154	大統領による非常事態宣言	5-2-1	129	3-2-1	148	5-3-1	148
5-2-1	155	大統領による恩赦・減刑	5-2-1	130	3-2-1	149	5-3-1	149
5-2-1	156	大統領による緊急集会、大統領令	5-2-1	131	3-1-3	131	5-2	108
5-2-1	157	大統領による国民投票実施	5-2-1	132	3-2-1	150	5-3-1	152
5-2-1	158	大統領の辞職	5-2-1	133	3-2-1	151	5-1	83
5-2-1	159	大統領の弾劾手続、特別裁判所	5-2-1	134	3-2-1	152	5-1	85
5-2-1	160	大統領職の代行、欠缺時の手続	5-2-1	135	3-2-1	153	5-1	82
5-2-1	161	議会による大統領の不信任決議						
5-2-1	162	大統領選挙の優先	5-2-1	136	3-2-1	154		
5-2-2	163	政府の構成、内閣総理大臣が長	5-2-2	137	3-2-2	155	5-3-2	153
5-2-2	164	政府閣僚の任命要件	5-2-2	138	3-2-2	156	5-3-2	154
5-2-2	165	政府閣僚の就任宣誓	5-2-2	139	3-2-2	157	5-3-2	155
5-2-2	166	政府閣僚の金銭取引制限、資産公開	5-2-2	140	3-2-2	158	5-3-2	158
5-2-2	167	政府の権限(全9項目)	5-2-2	141	3-2-2	159	5-3-2	156
5-2-2	168	大臣による官庁管轄	5-2-2	142	3-2-2	160	5-3-2	157
5-2-2	169	政府閣僚の議会発言権	5-2-2	143	3-2-2	161		
5-2-2	170	内閣総理大臣の政令公布権	5-2-2	144	3-2-2	162	5-3-1	144
5-2-2	171	内閣総理大臣の公益事業設置権	5-2-2	145	3-2-2	163	5-3-1	146
5-2-2	172	内閣総理大臣の規制政令公布権	5-2-2	146	3-2-2	164	5-3-1	145
5-2-2	173	政府閣僚の起訴要件	5-2-2	147	3-2-2	166?		
5-2-2	174	政府閣僚の辞職	5-2-2	148	3-2-2	167		
5-2-3	175	地方行政単位の設置	5-2-3	149	3-4-1	183	5-3-3	161
5-2-3	176	国による地方分権の支援	5-2-3	149	3-4-1	183		
5-2-3	177	国による地方単位への援助	5-2-3	150	3-4-1	184		
5-2-3	178	地方単位の予算・収入	5-2-3	151	3-4-1	185		
5-2-3	179	地方の首長の選出	5-2-3	152	3-4-1	187		
5-2-3	180	地方議会の選挙、権限	5-2-3	153	3-4-1	188	5-3-3	162
5-2-3	181	地方議会の最終決定	5-2-3	154	3-4-2	190		
5-2-3	182	地方議会の予算・決算	5-2-3	155	3-4-2	191		
5-2-3	183	地方議会の解散手続	5-2-3	156	3-4-2	192		
5-3-1	184	司法権の独立、権力不介入、判決効力	5-3-1	157	3-3-1	168	5-4	165,166
5-3-1	185	司法機関・機構の独立性	5-3-1	158	3-3-1	169	5-4	167
5-3-1	186	裁判官の独立・罷免不可・平等・異動	5-3-1	159	3-3-1	170	5-4	166,167,168
5-3-1	187	裁判の公開、判決言渡し	5-3-1	160	3-3-1	171	5-4	169

5-3-2	188	司法府による訴訟・犯罪審理	5-3-2	161	3-3-2	172		
5-3-2	189	検察・検事総長の権限	5-3-2	162	3-3-2	173		
5-3-3	190	国家評議会の権限	5-3-3	163	3-3-3	174	5-4	172
5-4	191	最高憲法裁判所の独立性	5-3-4	163,164	3-3-4	175	5-5	174
5-4	192	最高憲法裁判所の権限・合憲性審査権	5-3-4	164	3-3-4	175	5-5	175
5-4	193	最高憲法裁判所の構成			3-3-4	176	5-5	176
5-4	194	最高憲法裁判所の構成員の独立性						
5-4	195	最高憲法裁判所の判例の官報掲載	5-3-4	165	3-3-4	178		
5-5	196	国家争訟機構の権限	5-3-5	166	3-3-5	179		
5-5	197	行政検察の権限	5-3-5	167	3-3-5	180		
5-6	198	弁護士	5-3-6	168	3-3-6	181		
5-7	199	専門家			3-3-7	182		
5-8-1	200	軍隊の任務、国の独占保有、最高評議会	5-4-1	169	3-5-2	194	5-7	180
5-8-1	201	防衛大臣は軍隊総司令官	5-4-1	170	3-5-2	195		
5-8-1	202	動員の手続、軍人の身分	5-4-1	171	3-5-2	196		
5-8-2	203	国家防衛会議の構成・権限	5-4-2	172	3-5-3	197	5-7	182
5-8-3	204	軍事法廷の権限・文民裁判の条件	5-4-3	173	3-5-4	198	5-7	183
5-8-4	205	国家安全保障会議の構成・権限	5-4-4	174	3-5-1	193		
5-8-5	206	警察の任務・権限	5-4-5	175	3-5-5	199	5-7	183
5-8-5	207	警察最高評議会の構成・権限						
5-9	208	選挙国民機構の権限	5-5	176	4-4	208		
5-9	209	選挙国民機構の構成	5-5	177	4-4	209		
5-9	210	選挙国民機構による選挙監督	5-5	178	4-4	210,211		
5-10	211	マスメディア組織化最高評議会の権限	5-6	179	4-5-4	215	7	210?
5-10	212	報道国民機構の権限	5-6	180	4-5-4	216		
5-10	213	マスメディア国民機構の権限	5-6	180	4-5-4	216		
5-11-1	214	国会議の種類			4-1	200?		
5-11-2	215	独立機構・監査機関の種類	5-7	181	4-1	200?		
5-11-2	216	独立機構・監査機関の設立	5-7	182	4-1	202,203		
5-11-2	217	独立機構・監査機関の報告義務	5-7	183	4-1	201		
5-11-2	218	汚職根絶の独立機関・監査機構			4-2	204		
5-11-2	219	中央会計検査院の権限			4-2	205		
5-11-2	220	中央銀行の任務・権限			4-2	206		
5-11-2	221	財政監査公機構の任務・種類						
6-1	222	首都はカイロ	6-1	184	5-2	220	6	185
6-1	223	国旗その他の規定	6-1	185	5-2	221	6	186
6-1	224	憲法制定前の法律の有効性	6-1	186	5-2	222	6	191
6-1	225	法律の官報掲載、法定施行日	6-1	187	5-2	223	6	187,188
6-1	226	憲法改正の手続	6-1	188	5-1	217,218	6	189
6-1	227	憲法の前文・条文の一体性						
6-2	228	現行の選挙最高委員会による選挙監督	6-2	189	5-3	228		
6-2	229	初回議会選挙は第102条による	6-2	192?				
6-2	230	初回大統領・議会選挙の実施期限	6-2	191	5-3	229?	6	190?
6-2	231	憲法後の大統領の任期開始日	6-2	192	5-3	226?		
6-2	232	暫定大統領による職務執行	6-2	193				
6-2	233	暫定大統領の代行者、欠缺時の代行者	6-2	194				
6-2	234	防衛大臣の任命						
6-2	235	新議会による教会建設・修復法の公布						
6-2	236	国境・窮乏地域の優先的開発						
6-2	237	テロとの対決						
6-2	238	教育・初等教育・衛生等への支出割当						
6-2	239	新議会による司法構成員組織法の公布						
6-2	240	控訴の充実化			5-3	234?		
6-2	241	新議会による経過的公正法の公布						
6-2	242	地方行政制度の段階的適用			5-3	235		
6-2	243	新議会での農民・労働者の代表性			5-3	229?		
6-2	244	新議会での若者・キリスト教徒等の代表性						
6-2	245	諮問評議会被用者の異動	6-2	195				
6-2	246	2013年憲法宣言は無効	6-2	196	5-3	236		
6-2	247	憲法施行日は国民投票結果公示日	6-2	197	5-2	225	6	193